# 中学校統合に向けた提言書

令和4年3月18日

砂川市立小中学校統合準備委員会

#### 1 はじめに

砂川市立小中学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)は、令和3年6月1日の設置以降、砂川市立小中学校適正配置基本計画に基づき、同計画を推進するため学校統合の準備に関し協議を進めています。

具体的な協議につきましては、6月開催の第6回砂川市教育委員会会議定例会にて、令和5年度に中学校の統合、令和8年度に小学校5校と中学校1校を統合し、義務教育学校にすると決定されたことから、準備委員会としては、とりわけ中学校の統合議論が急務であるとし、優先的に行ってきており、現時点での中学校統合における不安等を把握し、課題を洗い出すため、子どもや保護者を対象としたアンケート調査の内容や結果について検証してきたところであります。

準備委員会では、今後においても引き続き必要な協議を行ってまいりますが、これまでの経過において、中学校統合における次の事項について一定の考え方を整理したことから提言することといたします。

#### 【提言事項】

- (1) 学校生活に関わる事項
  - ①校 名
  - ②校 歌
  - ③校 章
  - 4)校 旗
  - ⑤教育目標、目指す生徒像
  - ⑥校則等
  - ⑦制服・ジャージ
  - ⑧指定学用品
- (2) 中学校統合時のスクールバスの運行
  - ① 対象者
  - ②運行経路及び停留所
  - ③一般利用の有無
  - ④利用料金
  - ⑤運行回数

## 2 提言の内容

## (1)「学校生活に関わる事項」

生徒及び保護者の中学校統合における不安等の払拭を図りつつ、統合に向けた事務を円滑に進めるため次のとおり提言する。

## ① 校 名

#### 「砂川市立砂川中学校」とする

統合して市内1つの中学校となり、地域を代表する学校とした校名である砂川市立砂川中学校がふさわしいものと考える。

また、石山中学校のシンボルである校旗など、統合後も歴史として残るよう展示するなど適切な管理が必要である。

## ② 校 歌

# 現在の「砂川中学校」のものを使用

校名が、「砂川市立砂川中学校」となるのであれば、それと関連した校歌については現在の「砂川中学校」のものを使用する。

# ③ 校 章

# 現在の「砂川中学校」のものを使用

校名が、「砂川市立砂川中学校」となるのであれば、それと関連した校章についても現在の「砂川中学校」のものを使用する。

# ④ 校 旗

# 現在の「砂川中学校」のものを使用

校名が、「砂川市立砂川中学校」となるのであれば、それと関連した校旗についても現在の「砂川中学校」のものを使用する。

## ⑤ 教育目標、目指す生徒像

#### 両中学校で検討する

教育目標等については、学校運営協議会等で出される要望や意見等を確認しながら、 両校で検討するものとする。

#### ⑥ 校則等

## 両中学校の学校間で協議して決定する

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、 生活上の規律として定められていることから、生徒が話し合う機会を設けたり、PTA にアンケート調査を実施するなど、生徒や保護者が何らかの形で参加する例も考慮しな がら、学校で整備することが望ましい。

#### ⑦ 制服・ジャージ

## 砂川中学校のものを基本とする

- (1) 中学校統合時の制服・ジャージは、砂川中学校のものを基本とする。
- (2) 石山中学校の生徒が砂川中学校の制服等へ振替える場合は、その費用を市が負担 (補助) することが適当と考える。
- (3) 制服の振替え等の取扱い及び時期については、学校運営や生徒・保護者等の意向も踏まえながら対応することが適当と考える。
- ※登下校や校内での制服等の着用については、校則等と同様に学校の中で決定する内容を尊重することが適当と考える
- ※義務教育学校開設に向けての制服の検討は、本提言にとらわれず別途協議する

## ⑧ 指定学用品

指定学用品については、統合時に学習指導上、支障等があり統一性を図る必要がある場合は、買い替え等に要する費用は市が負担(補助)することが適当と考える。

## (2)「中学校統合時のスクールバスの運行」

中学校の統合に伴い、遠距離通学など影響を受ける生徒を対象としたスクールバスの運行について、適正配置基本計画に基づき協議し次のとおり提言する。

① 対象者

#### 中学校統合時は、石山中学校区に居住する生徒を対象とする

※今回は、中学校の統合に伴い、遠距離通学など影響を受ける生徒を対象とする ※義務教育学校開設時は、通学距離等により対象者を精査する

② 運行経路及び停留所

<u>運行経路は、3経路としスクールバスによる運行とする</u> 停留所は、乗車時間に考慮しながら状況に応じ2~3箇所とする

※別紙図面参照

③ 一般利用の有無

車両は、児童生徒の専用車両として運行し、一般の混乗はしない

④ 利用料金

無料とする

⑤ 運行回数

登校時は1便、下校時は2~3便とする

土曜日の運行は、石山中学校と砂川中学校間の巡回を基本とする 部活動を考慮し、長期休業期間中等も運行することが望ましい

バス乗車時間

22分

## 運行経路及び停留所について

